

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第1回芦屋市特別職報酬等審議会																				
日 時	令和6年10月4日(金) 午後1時30分～午後3時																				
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室																				
出席者	<table><tr><td>会長</td><td>當間 克雄</td><td></td></tr><tr><td>副会長</td><td>新谷 勝彦</td><td></td></tr><tr><td>委員</td><td>五島 慶太 塩路 伸世 塩見 知香 中村 真也 東村 具徳 松沢 はづ子 吉野 哲夫</td><td></td></tr><tr><td>欠席委員</td><td>麻木 邦子</td><td></td></tr><tr><td>市側出席者</td><td>高島 峻輔</td><td>芦屋市長</td></tr><tr><td>事務局</td><td>岡崎 哲也 長谷 啓弘 無量林 良蔵 藤田 進</td><td>総務部長 総務部総務室労務・給与担当課長 総務部総務室人事課課長補佐 総務部総務室人事課給与・厚生係長</td></tr></table>			会長	當間 克雄		副会長	新谷 勝彦		委員	五島 慶太 塩路 伸世 塩見 知香 中村 真也 東村 具徳 松沢 はづ子 吉野 哲夫		欠席委員	麻木 邦子		市側出席者	高島 峻輔	芦屋市長	事務局	岡崎 哲也 長谷 啓弘 無量林 良蔵 藤田 進	総務部長 総務部総務室労務・給与担当課長 総務部総務室人事課課長補佐 総務部総務室人事課給与・厚生係長
会長	當間 克雄																				
副会長	新谷 勝彦																				
委員	五島 慶太 塩路 伸世 塩見 知香 中村 真也 東村 具徳 松沢 はづ子 吉野 哲夫																				
欠席委員	麻木 邦子																				
市側出席者	高島 峻輔	芦屋市長																			
事務局	岡崎 哲也 長谷 啓弘 無量林 良蔵 藤田 進	総務部長 総務部総務室労務・給与担当課長 総務部総務室人事課課長補佐 総務部総務室人事課給与・厚生係長																			
事務局	総務部総務室人事課																				
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開																		
傍聴者数	0人																				

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員及び事務局員の紹介
- (5) 会長及び副会長の選出
- (6) 質問書の交付
- (7) 議事
 - ① 質問内容の説明(事務局) 及び審議について
 - ② 審議会のスケジュールについて
 - ③ その他
- (8) 閉会

2 提出資料

- (1) 第1回芦屋市特別職報酬等審議会次第
- (2) 第1回芦屋市特別職報酬等審議会【説明資料】
- (3) 芦屋市特別職報酬等審議会(参考資料)

3 審議内容

(1) 開会

(2) 委員委嘱

市長から各委員に委嘱状を交付

(3) 市長あいさつ

(4) 委員及び事務局員の紹介

芦屋市特別職報酬等審議会委員名簿（参考資料P. 1）参照

(5) 会長及び副会長の選出

事務局) それでは会長、副会長の選出に移ります。規則により会長は委員の互選により選任、副会長は委員の中から会長が指名することとなっております。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(立候補なし)

事務局) それではどなたか推薦していただける方はいらっしゃいますか。

委 員) 経営学、社会経済情勢に知見のある、當間委員を推薦したいと思います。

事務局) それではただいま當間委員に会長をお願いしたいとのご推薦がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局) それでは会長は當間委員が選任されました。次に副会長を當間会長より指名していただきます。会長いかがでしょうか。

会 長) 10年前の審議会でも委員をされておられました、新谷委員にお願いしたいと思います。

事務局) 新谷委員、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局) ありがとうございます。それでは新谷委員が副会長として会長より指名されましたので、これをもちまして会長、副会長の決定とさせていただきます。

(6) 諒問書の交付

事務局) 続いて諒問書の交付に移ります。

(市長が会長に諒問書を交付)

(各委員に諒問書の写を配布)

(市長退席)

(7) 議事

事務局) 本日の会議の成立ですが、芦屋市特別職報酬等審議会規則第3条で会議の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要ですが、本日は10名中9名の委員の出席をいただいておりますので、本会は成立していることを報告させていただきます。それでは、議事に入りますので、當間会長、進行を

お願いします。

① 諮問内容の説明（事務局）及び審議について

会長) それではこの審議会は、市長、副市長、教育長、市議会議員の報酬等を審議していただくことになります。まずは審議に当たって、事務局から資料の説明をしていただきたいと思います。

(事務局より資料を説明)

会長) 説明にもありましたとおり、この審議会で審議する事項としては、①特別職の報酬、②特別職の期末手当、③特別職の退職手当、④審議会の開催頻度となります。

特別職の報酬、退職手当について、説明を聞いたうえで率直な感想などでも構いませんので、どなたか意見はございますか。

委員) 説明用資料の5の経済指標等の推移のところで、令和2年度を100とした理由は何かあるのでしょうか。

事務局) こちらは国が公表している数値となりまして、国が令和2年度を基準の年度としています。

委員) 令和2年度は新型コロナウイルスが流行し始めた時なので、その時期と令和5年度を比較するのはボラティリティというのか、変動が高いと感じましたので、確認をさせていただきました。

会長) この数値は令和2年度末のものですか。

事務局) はい、そのとおりです。

会長) なので、令和3年は下がっていると理解しました。

委員) 事務局の説明の基本的な流れとしては、阪神淡路大震災の後で、財政状況が改善されたから、元の給料に戻すという見解ですか。

事務局) そこも含めてご審議頂きたいと考えています。

委員) 阪神7市での比較をする資料を用意してもらっていますが、例えば、人口動態であるとか、兵庫県全体であるとか、大阪府であるとか、もう少しデータをみていきたい。考察の中で、阪神間では3位であるとか、5位であるという意味を教えてもらいたい。

事務局) 特別職の報酬に限らず、これまで各部署において数値等を比較する場合、生活圏がある程度類似しています阪神間各市と比較されてきたという経過がありますので、今回阪神各市の資料を提示させていただきました。公務員のボーナスの状況等について新聞でも取り上げられるのですが、比較される際にはやはり阪神間で比べられています。市民の皆さんにとっても馴染みのある比較対象であると考え阪神間の資料を提示しております。

会長) 従来から他の部署においても阪神間との比較をしているということでいいですか。

事務局) はい、そのとおりです。

会長) ちなみに特に注目しているのは尼崎市や西宮市ですか。

事務局) 尼崎市、西宮市は中核市として、1つ上の自治体となっておりまして、行政の機能としても、例えば保健所を自治体で設置できるなど、市役所ができる役割や責務が広くなっています。その点においては芦屋市とは違う要素があると考えております。この間の経過で言いますと、尼崎市、西宮市、その次に芦屋市と並ぶような状況が続いております。

委員) 給与を決めるということは、これから市にどれだけの収入が入ってくるのかを見込む必要があると思います。現状は経済状況が良いような形で動いていくように見えるのですが、これから人口減少になる中で、芦屋市の収入のほとんどが市民税、固定資産税であり、尼崎市や西宮市のように一定の企業があって法人税がはいってくるのは違うという状況が分かる資料を示してもらいたいと思います。

事務局) 每年、長期財政収支見込という今後10年間で芦屋市の財政収支がどのように伸びていくのか、またどのような事業が想定されているのかをお示した資料を作成しておりますので、次回の審議会でご説明いたします。委員の仰せのとおり、芦屋市は事業所が少ないため、収入の大半が個人市民税や固定資産税が占めている状況であります。人口が減少する局面に至っては、同じように市民税も下がっていくのではないかという想定もある一方で、現在、物価が上がり、賃金も上がっている状況がありまして、民間春闘を例に出しますと賃金が5%ほど増えているという状況となっていますので、直近で申し上げますと、市民税も増えていくという見込みもあります。

委員) 総収入に占める、特別職の人事費の比率をお示しいただきたいと思います。阪神間7市でも、おそらく人口は芦屋市が一番少ないと思う。都市機能としてベースの支出はあると思うが、市議会議員の数についても、西宮市は41名、三田市でも22名となっていて、9万4千人の芦屋市でも21名となっている。一人当たりの給与を考えるに、総額という考え方も必要ではないかと考える。物価上昇もあるが、特別職については物価云々で報酬を決定するものではないと思う。物価が上がったからといって、物価上昇スライドで上げるものではないと思う。原点に返るべきであると思います。

委員) 原点に返るとはどういう意味ですか。

委 員) 職業として働いているのであれば、当然ながら物価上昇スライドとして給与を上げるべきだと考えますが、特別職は給与や報酬で生活を賄っているのではなく、街の為にやってあげようと手を挙げて特別職をやっていると認識しています。

委 員) そのような意見もあると思いますが、特別職というのは休みがほとんどないと聞いています。特に市長については休みがほとんどなく、夜も含めて、何かあった時の為に飲酒も控えていらっしゃいます。市議会議員は別かもしませんが、我々が想像している以上に特別職というのは激務をこなされています。芦屋市は日本を代表する文化都市であり、その長であります。若いとはいえ、それなりの公務をこなされており、私は評価しております。公職である公務員、公僕たるものとの給与については、ボランティアの精神を使命感や責任感として持つことを非常に重要であると思いますが、報酬としてはそれなりの報酬をもらうべきであると思います。トップが安い報酬で働くのはいかがなものかと思います。どこに出ても恥ずかしくない報酬をもらい、それだけの使命感、責任感をもって、公務を果たしてもらいたい。一部の市議会議員にはそれとは著しく逸脱している方もいらっしゃると個人的には思いますが、一生懸命にやっている方もいらっしゃると思います。特に市長、教育長については休むことなく、全ての行事に参加されている状況をみると、我々市民としても経済的に支えるべきではないでしょうか。

事務局) 先日、市長のスケジュール状況を確認したところ、土日祝はすべて公務が入っておりました。そういう状況であるということはここで共有しておきます。

委 員) 選挙に出られて、リスクをとって挑戦をして、選ばれてという立場になるので、それなりに報酬としてリターンを得るというに賛成です。せっかく報酬を上げる、元に戻すという時に正しい理由付けが無いと勿体ないと思います。なので、先ほどの令和2年度のチャートを0にしたことを質問させていただきました。可能であれば、資料をお示しいただくにあたり、官庁からも期間が長いものが出ていると思うので、変動幅を減らした資料をお示しいただきたい。

委 員) 先ほどの発言で誤解を招くといけないので発言しますが、市長の給料について高いと発言したつもりではありません。激務であることは理解していますし、我々市民が期待をしてなっていただいているので、それなりの報酬であるということは理解しています。特別職のお三方については、どこでも必要で他の自治体と比べても遜色ないと理解しているが、市議会

議員の数を総額でみていただきたいと思っています。賃金の改定率も5.6%として、この数値だけが独り歩きすると非常に危険だと思います。最低賃金がいくらあがったかを考えてみても、5%も上がっていない。大企業でも6%も上がっていない。広く市民全域の所得がこれだけ上がったかと見渡すと、それほど上がっていないということを認識しておかないと、知らない人がみると特別職は勝手に上がるのだと誤解を招いてしまうことになります。

会長) この度、10年ぶりの改定となります。なぜ10年間も上がっていないかを認識する必要があります。10%、5%を戻したのかは当時の議論なので詳しくは分かりませんが、数字だけをみると上がっておりまます。直近の額と比較をした方が良いのか、10年も上がっていないということを検討したほうが良いのか。正解はないかもしれないが、皆さんのご意見をもらいながら進めていきたいと思います。

委員) 過去、約20%を下げて、それを少しづつ戻していく手取りとしては変わらないようになっています。ただ、審議会で答申を出して、支給額を改正したのちも、独自の措置として減額をされるなど、そこは審議会では関与していないので、個人的にはずいぶんと引下げをしているなという印象です。

会長) 他に何かご意見はありませんか。

委員) このような会議をする時は、ある程度、ロードマップのようなものを決める必要があると思います。本日はこのように色々なご意見を伺ったり、どのような資料が必要なのかを伺ったりする会になると思うのですが、全体で4回と決まっているのであれば、次回は何を話し合うかのロードマップを示していきながら、3回目ではここまで決めないといけないというデッドラインを示してもらわないと、思い思いの意見が出続けていては、まとまらないので、とりまとめをいただきたいと思います。

事務局) ご意見ありがとうございます。10年前も初回につきましては、色々なご意見を聞かせていただきて、また、必要な資料の確認をさせていただいております。今後意見をいただく中で、この審議会としてある程度の方向性がみえましたら、その方向性に向けてまとめていきたいと考えております。

会長) 次回は今回の資料提供のあったものをみていただきながら、ご審議いただき、3回目ぐらいでまとめていくという考えですか。

事務局) 2回目の終わりで、ある程度の方向性がみえてきましたら、3回目ではその方向性に向かって議論をしてもらいたいと考えております。現時点で

は報酬額についてご審議いただいておりますが、他にも退職手当、期末手当、報酬等審議会の開催頻度についても次回ご意見をいただきたいと考えております。

会長) 現時点のご意見として、他に何かありますでしょうか。

委員) 審議会の開催頻度が10年というのは長いような気がします。

会長) 何か規定などはないですか。

事務局) 規則上は何も定めておりません。昨年度からの経過を申し上げますと、市議会で市長の期末手当については引き上げないとご説明した際に、そもそも市長の報酬などはどこで決定しているかとご質問をいただきました。その中で報酬等審議会がこの10年間開催されていないという話となり、今回の報酬等審議会を開催するという流れに至っております。

会長) この審議会で審議し、答申をした内容がそのまま市長の支給額となるのですか。

事務局) 基本的には審議会の答申を尊重するという立場になっておりますので、答申をもとに条例改正案を市議会に上程することになります。最終的には市議会に条例改正をご審議いただくことになります。

委員) 最終的には市議会で決定してもらうことになるという理解でいいでしょうか。

事務局) そのとおりでございます。

委員) 開催頻度については特別職の任期に併せて、4年に1回というのが妥当ではないかと考えます。

委員) 阪神間での開催頻度はどうなっているのですか。

事務局) 参考資料の29ページに阪神間の審議会開催サイクルを載せておりまして、阪神間では西宮市だけが毎年開催しております。西宮市はその都度、据置きというような状況になってございます。資料にも掲載しているとおり、西宮市は1年に1回、それ以外の市は必要に応じて開催するとなっております。他市でも10年を超えて開催していない自治体もあります。直近の動向では、宝塚市や川西市が3、4年で見直しをした方が良いのではないかと意見が答申の中に書かれておりましたので、今後はそのような方向性になっていくのではないかと考えております。特別職の報酬等についても透明性を確保する必要がございますので、一定の期間ごとに審議を経たうえで報酬が決まっているというところを市民の皆さんにもみていただく必要があると考えております。

委員) 10年前のその前の開催は何年度になるのですか。

事務局) 前々回は平成18年度になります。

委 員) 8年間は長いですね。平成18年度の審議会では、震災により多大な負債を背負った中で、情勢的にも審議が必要であったため、開催したと聞いております。

委 員) そのいう意味では、経済情勢が目まぐるしく変わる時代なので、毎年開催もいいのではないかと考えます。

委 員) 先ほど4年に1回というのも良いかと思います。市長の任期の中間あたりで1回開催するというのが、一つの目安になると思いますし、市長の評価をするのにも良いと思います。

委 員) 一点確認したいのですが、市長、副市長、教育長の報酬に差があると思うのですが、何か考え方の基準となるものはありますか。

事務局) どの自治体も市長、副市長、教育長という並びの月額となっておりまして、教育長と市議会議長が概ね同程度の水準の月額となっております。各市とも市議会議員が一番低い月額となっております。割合につきましては、各市町での判断になると考えており、指針のようなものはありません。

委 員) どこの市も副市長は1名ですか。

事務局) 2名の自治体もあります。

委 員) 何か規定のようなものはあるのですか。

事務局) 条例で定める事項となっておりまして、過去、芦屋市には助役という名称で2名、事務系の助役と、技術系の助役がいました。

委 員) トップとセカンドは激務の度合いが全然違うと思う。責任の度合いも違う。そういう意味では差がないなと感じます。会社の経営で考えると、トップの責任や出る幕を考えると、社員の20倍が当たり前であったりする世の中で、トップとセカンドの差があまりないように感じます。もっと責任と激務の違いを考えると、差をつけても良いと思います。しかしながら、社会通念上や他市との比較の中で、今の金額設定がされているのだと感じます。整合性があるかは別として、他市の金額を参考にするのは、市民の理解を得るのには必要なのかと思います。

市長の金額はもっと上げるべきだとは思いますし、市議会議員の数については芦屋市にそれだけの人数がいるのかと、これは審議の内容ではございませんが、議員に支出する費用として、芦屋市の人口数にあっているのか、歳出との割合を他市と比べるような資料を提出してもらえたらい思います。

委 員) この場では議員の数については審議できないと理解しています。ただ、議員報酬の総額としてどうなのか、ということは答申の中に含めることができるかもしれないで、後は市議会議員の方がその意識をもって、自分

たちで増やす、減らすことを考え、議決していくことなると思います。

事務局) 今、見ていただいている過去の答申書については数値のみをお示ししておりますが、答申書の中には審議会でのご意見をまとめた内容を載せようと考えておりますので、審議過程の中でそのようなご意見があったということを載せたいと考えております。

会長) 地域手当というはないですか。

事務局) 前回の改定の中で、地域手当は廃止しております。それは、地域手当というものが市民の皆さんには見えづらいと言いますか、給料月額だけをみて判断されることが多いということもありますので、それを含めた額で扱うのが良いのではないかという意見になりました。

会長) 地域手当の定義は何ですか。

事務局) それぞれの地域の物価水準を考慮した手当になります。

委員) 民間でも寒い地域には手当がありますよね。

事務局) 公務員には寒冷地手当というものがあります。

会長) 他にご意見や必要な資料提供はありませんか。なければ、次の議事に移ります。

② 審議会のスケジュールについて

会長) 事務局は次回以降のスケジュールについて説明してください。

(事務局より審議日程を説明)

③ その他について

会長) 事務局はその他について説明してください。

(事務局より事務連絡)

会長) それでは本日はこれにて閉会とします。次回もよろしくお願いします。

以上